

第17回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年10月29日（金）

場所 市役所2階 議会委員会室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第4号 農地法第5条許可申請について

議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区）

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区）

議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 本条地区）

議第8号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について

議第9号 令和3年度農業者年金加入推進活動について

報第1号 令和3年度農地パトロール結果報告について

その他 11月総会の会議開催予定日時

第18回総会を11月30日（火）午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

お疲れ様です。

総会に先立ちまして、皆様から農業新聞の加入推進に御難儀いただいているところですが、購読申込をいただいた方へ農業会議からクオカードをお預かりしております。御紹介をして石塚会長からクオカードをお渡ししていただきます。

(鈴木農業委員、高橋推進委員、本間推進委員、長谷川推進委員、中村推進委員にクオカード贈呈)

霜田事務局長

重ねてのお願いでございます。活動記録簿への記入をお願いいたします。

霜田事務局長

ただ今から第 17 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

石塚会長

今年は米価が下落し、作柄もやや低いと聞いておりますが、大規模農家ほど影響が大きいと思います。一方で、ICTの活用等、明るい話もあります。

委員の皆様からは、積極的な情報収集と発信をお願いします。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田事務局長

委員数は 19 人です。欠席報告 2 人、現在の出席委員数は 17 人で、過半数であることを報告いたします。

また、農地最適化推進委員の出席委員数は 22 人です。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 17 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項

の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

それでは、8番 笹川 宏委員、11番 小柳 直樹委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

はい、事務局でございます。それでは、議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について、御説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10aあたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 上田尻字島廻〇〇番〇 外1筆 田 計1,192㎡。大字善根〇〇番地〇 田〇〇 〇〇。大字上田尻〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1について、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の大橋係長、局長代理の山崎が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 中田字関野〇〇番〇 田 121 m²。大字中田〇〇番地 〇〇 〇〇。車庫兼格納庫。第 3 種でございます。

申請番号 2 藤橋字坂関〇〇番〇 田 347 m²。大字藤橋〇〇番地 〇〇 〇〇。物置、資材置場、駐車場。第 2 種でございます。

申請地は、昭和 62 年頃より物置の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 藤井字塚川原〇〇番〇 外 4 筆 田 231 m² 畑 422 m² 計 653 m²。大字藤井〇〇番地 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請地は、昭和 36 年頃より一般個人住宅の敷地の一部として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条 事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 南光町字油田〇〇番〇 田 281 m²。大字田屋〇〇番地 〇〇 〇〇 外 1 名。大字横山〇〇番地〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきましては、転用計画者を当初計画者から承継者に変更するものです。

議第 4 号 農地法第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 茨目三丁目字赤坂〇〇番〇 田 108 m²。茨目三丁目〇〇番〇〇号 〇〇

〇〇。茨目三丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第3種でございます。

本件につきましては、当初計画者が駐車場として利用する予定でしたが、これを変更し、承継者が一般個人住宅の敷地の一部として利用するものです。

議第4号 農地法第5条許可申請 申請番号2に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の4ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第3号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第4号 農地法5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書4ページを御覧ください。議第4号 農地法第5条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 南光町字油田〇〇番〇 田 281 m²。大字田屋〇〇番地 〇〇 〇〇 外1

名。大字横山〇〇番地〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第3種でございます。

本件につきましては、議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号2 茨目三丁目字赤坂〇〇番〇 田 108 m²。茨目三丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。茨目三丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第3種でございます。

本件につきましては、議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請 申請番号2に関連するものです。

申請番号3 平井字高畑〇〇番〇 外2筆 畑 469 m²。長岡市三和二丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。城塚〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第2種でございます。

申請番号4 春日一丁目字大浜〇〇番〇 畑 89 m²。西港町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。春日一丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第3種でございます。

申請番号5 中田字原川原〇〇番〇 田 258 m²。大字中田〇〇番地 〇〇 〇〇。大字中田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第2種でございます。

申請番号6 北半田一丁目字水上〇〇番〇 外1筆 田 60 m²。東京都墨田区本所1丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。比角二丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。特定建築条件付 売買予定地 6区画。第3種でございます。

続きまして、議案書5ページを御覧ください。

申請番号7 桜木町字砂浜〇〇番〇 畑 314 m²。新潟市中央区東大通1丁目〇〇番〇〇 〇〇 〇〇。柴町〇〇番〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号8 平井字足軽新田〇〇番〇 畑 83 m²。千葉県八千代市高津〇〇番地〇 〇 〇〇。大字平井〇〇番地〇 〇〇 〇〇。物置。第3種でございます。

申請地は、平成18年頃より物置の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号9 西山町鬼王字前田〇〇番〇 外1筆 田 354 m²。神奈川県三浦郡葉山町長

柄〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇。西山町鬼王〇〇番地〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第2種でございます。

申請地は、平成元年頃より一般個人住宅の敷地の一部として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 10 錦町字笠原〇〇番〇 田 935 m²。豊町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 外1名。半田二丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇。宅地造成 5区画。第3種でございます。

申請番号 11 春日一丁目字悪田境〇〇番〇 外1筆 畑 154 m²。春日二丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。春日三丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号 12 北条字中江下〇〇番〇 田 422 m²。大字東長鳥甲〇〇番地 〇〇 〇〇。新橋〇〇番〇〇 〇〇 〇〇 外1名。宅地の拡張。第3種でございます。

申請地は、平成2年頃より一般個人住宅の敷地の一部として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

続きまして、議案書6ページを御覧ください。

申請番号 13 中田字関野〇〇番 外1筆 田 251 m²。千葉県柏市みどり台二丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 外1名。刈羽郡刈羽村大字割町新田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。倉庫兼作業所。第3種でございます。

申請地は、昭和60年頃より農作業所として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 14 楨原町字山王川原〇〇番〇 田 299 m²。橋場町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。橋場町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。無線基地局及び駐車場。第3種でございます。

農地への無線基地局の設置につきましては、農地転用の制限の例外に該当することから、農地転用の許可が不要となっておりますが、本件は、譲受人が当該土地の贈与を受けるに当たり、農地転用の許可を必要とするものです。なお、本件の無線基地局につきましては、既設済みとなっております。

申請番号 15 西山町長嶺字白山〇〇番〇 田 955 m²。神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸〇〇

番〇〇号 〇〇 〇〇。長岡市雨池町〇〇番地〇 〇〇 〇〇。養蜂場。第2種でございます。

本件につきましては、養蜂によりハチミツを採取するもので、使用するハチは、日本ミツバチ等となっております。近隣住民及び町内会に対しては、申請者が説明を行い、理解を図ることとしています。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の5ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一委員

二つ質問があります。申請番号10の〇〇〇〇は建売になりますか。〇〇〇〇との間に一部の団地が残りますが、現状はどうなっていますか。

大橋係長

こちらにつきましては、農家台帳では農地の扱いになっておらず、農地ではありません。

No.5 安野 検一委員

分かりました。もう一つは、申請番号15の案件です。今程、大橋係長から養蜂場という説明がありました。地元住民に説明会を開いて承諾をもらう予定だということでしたが、養蜂場というものは、約900㎡だけでミツバチを飛ばすわけではないんでしょうから、これ以外の場所にも飛んでいく可能性もたくさんあるわけですよね。約900㎡の範囲だけで蜜を採取する事業なのか、この場所以外にも二ホンミツバチが飛んで行って蜜を採取するのか。二ホンミツバチは刺さないと言われていますが、何があるか分かりません。地元住民からの許可が出てから採決されてはいかがでしょうか。

大橋係長

こちらに関しては、許可申請書類審査結果一覧表の「申請に係る用途に遅滞なく供するこ

との確実性」に関係してくると思います。本件につきましては、地元との調整が整っていないければ確実性に影響しますので、今回は継続審議とさせていただき、町内会、地域住民の了解を得た後に改めて上程させていただきます。

議長

安野農業委員、よろしいでしょうか。

No.5 安野 検一委員

はい。

議長

他に御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。今程の質問意見のとおり議第4号の申請番号15については、次回の総会で改めて審議を決定いたしたいと思います。

それでは、議第4号の申請番号1から14までの申請案件についてお諮りいたします。許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第4号の申請番号1から14までの申請案件について許可処分と決定いたします。

議長

議第4号の申請番号15について、事務局には早いうちに確認をして手続きを進めるよう手配をお願いしたいと思います。

議長

次に、「議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 西山町和田地区）」事務局の説明を

求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議案書 7 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
（県営経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積 田（44 筆）28,515.00 m²、畑（1 筆）340.00 m²
その他（12 筆）204.13 m²
- 9 関係人の数 受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 14 人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日 令和 3（2021）年 11 月 18 日

農用地利用集積計画の明細は 8 ページ（から 10 ページ）に記載のとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願います。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 西山町長嶺地区）」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議案書 11 ページを御覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
（県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積 田（20 筆）14,001.00 m²、その他（2 筆）46.00 m²
- 9 関係人の数 受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 5 人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日 令和 3（2021）年 11 月 18 日

農用地利用集積計画の明細は 12 ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ

んか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 本条地区）」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議案書 13 ページを御覧ください。議第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）
（県営経営体育成基盤整備事業 本条地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
- 8 対象農用地の面積 畑（1 筆）174.00 m²
- 9 関係人の数 受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）

10 実施地区 柏崎市

11 公告年月日 令和3(2021)年11月18日

農用地利用集積計画の明細は14ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第7号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第7号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第8号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議案書15ページを御覧ください。議第8号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画について、御説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業
- 2 権利の種類 農地中間管理権（賃借権・使用貸借権）の設定
- 3 権利の開始日 令和3(2021)年11月20日

- 4 権利の設定期間 3年・10年・16年
- 5 対象農地の面積 田 805筆 559,379.74㎡ 畑 14筆 3,978.24㎡
その他 19筆 2,546.00㎡ 計 838筆 565,903.98㎡
- 6 関係人の数 受人 16人、渡人 87人、転貸人 1人（新潟県農林公社）
- 7 実施地区 柏崎市
- 8 令和3(2021)年11月19日

明細は16ページから56ページを御覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一委員

公社も入れて相互で契約をされたものですから、とやかく言うことではないかもしれませんが、権利の設定期間が3年、10年、16年ありますよね。16年は長いようで短く、短いようで長い。16年ともなるとこの先、急に米価が極端に上がったり、逆に下落するということもなきにしもあらずですが、賃借権の変更契約はできますか。

山崎局長代理

契約の内容や賃料については、変更できると伺っております。

議長

安野農業委員、よろしいでしょうか。

No.5 安野 検一委員

はい。

議長

他ございませんか。

－「議長」との声あり－

No.2 灰野 善栄委員

教えていただきたいのですが、売買等ありますが、譲受人はどうやって審査しますか。下限面積が該当する人たちがいた場合は、農林公社に売渡しはしないという理解でよろしいでしょうか。

山崎局長代理

担い手の方は原則として認定農業者の方になっております。またはそれに準ずる方になりますので、そちらの確認をして申込みをしております。

No.2 灰野 善栄委員

ありがとうございました。

議長

他にございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 8 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

議長

議第 8 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 9 号 令和 3 年度農業者年金加入推進活動について」事務局の報告説明を求めます。

力石主査

事務局でございます。議案書 58 ページを御覧ください。令和 3 年度 農業者年金加入推

進活動について御説明いたします。全国農業新聞のファイルの中の資料は、活動のためのものです。後ほど御説明いたします。

議第9号 令和3年度農業者年金加入推進活動について 令和3年度農業者年金加入推進活動については、別紙のとおり実施する。令和3(2021)年10月29日提出
柏崎市農業委員長 石塚 道宏 令和3(2021)年10月29日

令和3年度 農業者年金加入推進活動計画について。

1 加入目標数1人(20歳~39歳)。令和3年度新潟県農業者年金加入推進活動基本方針によります。今年度の新規加入目標数は、20歳から39歳で1名が加入者となるようにしたいと思います。これは県農業会議から示されている人数です。

2 加入推進対象者18人。加入対象として働きかけをする対象者のうち、20歳から39歳9名です。

これは、本人又は経営者が認定農業者であることや、過去の推進活動履歴、また、地元のことを熟知しておられる委員さんから情報提供していただき、抽出したものです。目標は1名としましたが、1名加入すれば終わりという意味ではありません。この名簿の管理、取扱いには十分注意してください。

3 加入推進活動強化月間は、令和3年11月~令和4年2月とします。これは、県下統一の加入推進月間です。

4 推進活動班の編成は、加入推進対象者の住所をもとに、農業委員及び農地最適化推進委員の班を決定。地区別6班体制で活動をお願いします。名簿の裏面に班編成があります。対象者の住所などから、班編成のアルファベットを付けましたが、住所地以外のつながり等で担当委員が代わられてもかまいません。

5 推進活動の方法は、農業委員及び農地最適化推進委員の農業者年金加入推進班による戸別訪問の実施です。まず、戸別訪問をしていただきます。電話などで訪問の都合を伺った時点で、固辞された場合は、あらかじめ用意した資料(パンフレット)だけでもお届けしていただきたいと思います。

戸別訪問により加入希望や加入意思のある方がいた場合は、事務局に連絡いただき、必要に応じ追加資料を準備し、事務局担当者が同行するなどして再度訪問し、加入推進のフォローアップや加入手続きなどの説明を行います。加入推進部長とも連携をとりながら、活動を実施します。

6 加入推進対象者への配布資料は、チラシ4種類 農業者年金の概要説明、一般用、若者用、女性用、壮年用、農業者年金に関する重要事項のご案内です。

ファイルの中に、農業者年金の概要版「農業者年金で老後の生活を安心サポート」とタイトルのあるもの、チラシが4種類、共通資料のほか、対象者の性別、年齢に応じ適切なもの

を使っていただけのように用意いたしました。それと重要事項のご案内がそれぞれ 2 部ずつあります。

7 加入推進活動後の報告は、推進活動を実施した農業委員は、各対象者への活動内容を「農業者年金加入推進記録簿」に記載し、随時、農業委員会事務局へ提出してください。

8 その他。名簿の取扱いに留意する。加入推進対象者の年齢等により、令和 4 年からの農業者年金制度改正について説明を行う。加入推進活動の際は、新型コロナウイルス感染症予防に配慮して実施する。加入推進対象者以外にも加入をお勧めできそうな方がいた場合は、事務局へ連絡をください。どうぞよろしくおねがいします。

以上が議題として取り上げる具体的な内容でございます。

農業者年金は、厚生年金に加入できない農業者等を対象に、国民年金の上乗せとして支給される政策年金です。ぜひ加入をお薦めいただきたいと思います。

御審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一農業委員

以前は、農協の職員がメインになって委員さん達は補助として一緒に動きましたが、最近、農協さんが表に出てきてない中で、今言われたように個人情報の取扱いに注意が必要になります。今回 JA が離れた理由はありますか。

－「議長」との声あり－

No. 灰野 農業委員

私は、農業委員をしていますが、農協の代表会にも入っています。今の件で農協さんが、やんわりと断ったということでしたが、どういう経緯でこうなってしまったのか分かりません。事務方に問い合わせをしたいと思います。

以上です。

議長

よろしくお願いいたします。他ございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 9 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 9 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「報第 1 号 令和 3 年度農地パトロール結果報告について」事務局の報告説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。報第 1 号 令和 3 年度農地パトロール結果報告について、御説明申し上げます。

皆様におかれましては、夏場を中心に暑い中、農地パトロールの活動を実施いただき、大変お疲れ様でした。また、今年度から制度が変わり、調査区分が細分化されたほか、非農地判断が追加されるなど、調査にあたり御難儀をおかけしました。

各班から御報告いただきました農地パトロールの結果を取りまとめましたので、御報告申し上げます。資料につきましては、本日お配りしました A3 横の報第 1 号 令和 3 年度農地パトロール結果報告を御覧ください。

今回、判明した問題のある農地については、所有者や耕作者への働きかけにより、状況が改善方向に向かう地区もありました。また、地元への働きかけにより、草刈り等の作業や農地への復旧を実施した地区もありました。その一方で、問題の解消が困難である農地も多数見受けられ、各地区の課題が改めて浮き彫りになりました。

御報告いただいた農地につきましては、今後、精査の上、農地関係者への連絡や意向調査、非農地通知、是正指導等、対応を事務局で検討いたします。皆様には、御協力をお願いする

こともあるかもしれませんが、御了解くださいますよう、お願いいたします。なお、皆様におかれましては、今後も継続して、問題となった原因の解消、そして解決のための関係者や地元への働きかけをお願いしたいと思っております。

ありがとうございました。以上です。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

ないようですので、報第1号の報告を終了いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

霜田事務局長

皆様のお手元、第17回農業委員会総会（R3.10.29）事務局事務連絡を御覧ください。

1 今後の予定（別紙）

「農業者年金加入のすすめ」10月29日（金） 総会后、DVD視聴（10分程度）全委員。
総会とDVD視聴後業委員会だより44号編集会議。情報会議委員は参集のこと。

「全国農業担い手サミット in 茨城（オンライン）」11月18日（木） 12:45～ 産業
文化会館

新潟県農業委員会大会 11月22日（月） 10:30 出発 新潟市朱鷺メッセ

第15回運営会議（9:00～10:30） 庁舎3階3-4会議室 別紙を御覧ください。

新潟県女性農業委員等研修会・にいがた女性農業委員の会総会 12月7・8日（火・水）

新潟東映ホテル

2 「新潟県農業委員会大会」の参加者について（別紙）

A 新型コロナウイルス感染症対策として、全参加者を20名、バス1台とする。

B 永年勤続表彰者、大橋委員・新沢廣彦委員・佐藤委員の3名は出席のこと。

C 佐藤委員除く運営会議役員の4名並びに県役員の水野委員の計5名は出席のこと。

D BとCの8名、事務局1名の計9名の外に11名の選出を各チームに割振る。

- ① (田尻・中南鯖石・北条) →2名選出
- ② (西中通・中通・北鯖石・荒浜) →3名選出
- ③ (柏崎・米山・高田・上条・別俣・野田・鶴川) →4名選出
- ④ (高柳) →0名
- ⑤ (西山) →2名選出

3 「農の雇用事業」令和3年度第4回募集(別紙)募集期間がございますので、期間に注意して周知のほうをよろしく願いいたします。

4 「農地利用最適化活動における活動と成果目標の設定に関する対応について」(別紙)農林水産省経営局農地政策課農業委員会グループの示した目標設定(8月31日)

→①推進委員の最適化活動に係る活動日数や農地の集積目標を設定する。②達成度に応じた評価を行う。③公表する。…かなり厳しく、全国反発あり。

全国農業会議所と農林水産省経営局農地政策課が協議

→丁寧な対応が必要との認識。引き続き協議のこと。

都道府県農業会議会長会議(10月14日)申合せ【決議】

→活動量目標の具体的な数値は記載せずに、農業委員会が主体的に目標を設定する。

5 10月31日(日)衆議院選挙におけるコンプライアンス (公選法136条の2)

×投票の勧誘 ×選挙支援

6 第18回農業委員会総会【農業委員・推進委員】

11月30日(火) 13:30～ 庁舎1階 多目的室

事務局からは、以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明について、御意見御質問はございませんか。

—「議長」との声あり—

No.5 安野 検一 農業委員

農改法に変わって5年ですか。前から話をしているように農地利用最適化推進委員にアメと権限を持ってないので、アメと権限を持たせてください。

霜田事務局長

ありがとうございました。

県や国には機会がある度に要望はしておりますが、引き続き声を出していきたいと思いません。

議長

他ございませんか。

議長

各会議の代表から連絡、報告等はございませんか。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

本日の議案にもありました農業者年金の推進について、私自身加入していますので思うことを少し話をしたいと思います。

私自身が40歳くらいになった時に地域の農業委員に進められて月25,000円で始めました。40歳を過ぎていましたので支援はありませんでした。その後農業委員になりまして毎月の手当分を農業者年金に加算して、今も続けています。皆さんの周りにも若い農業者がいると思います。中には、法人に勤務されていて法人のほうで厚生年金を払っている方もいるかと思いますが、個人事業で国民年金、さらに本人が経営者になっている場合には、掛け金が全額社会保険料控除ということで税制面でもメリットが大きいかなと思います。

是非皆さんの周りにはいる農業者、経営者のみならずパートナーの方へも進めていただければと思います。勤めている人と違って老後の補償がないということがありますので農業者年金を掛けながら安定した老後を迎えられるように、良い制度でありますので、推進していただければと思います。

この後DVDの視聴も予定されていますのでよろしくをお願いします。

総会は以上で閉会といたします。

閉会 午後3時35分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____